

介護予防短期入所生活介護 なぎさの里 利用料金表①(令和6年8月1日より)

(併設型ユニット型短期入所生活介護(Ⅰ)ユニット型個室)

		介護サービス費	サービス提供体制加算(Ⅰ)	生産性向上推進体制加算(Ⅱ)	送迎加算(片道)	療養食加算(該当者のみ)※1	介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)※2	食費	居住費	1日あたりの合計金額
第1段階 老齢福祉年金受給者 生活保護受給者	要支援1	529	22	10(月額)	184	24	79~108	300	880	1,831円 ~ 2,072円
	要支援2	656	22	10(月額)	184	24	96~125	300	880	1,978円 ~ 2,219円
第2段階 市町村民税非課税 課税年金+非課税年金 合計所得年額80万円以下	要支援1	529	22	10(月額)	184	24	79~109	600	880	2,131円 ~ 2,372円
	要支援2	656	22	10(月額)	184	24	96~126	600	880	2,278円 ~ 2,519円
第3段階① 市町村民税非課税 課税年金+非課税年金 合計所得年額 80万円以上120万円以下	要支援1	529	22	10(月額)	184	24	79~110	1,000	1,370	3,021円 ~ 3,262円
	要支援2	656	22	10(月額)	184	24	96~127	1,000	1,370	3,168円 ~ 3,409円
第3段階② 市町村民税非課税 課税年金+非課税年金 合計所得年額120万円以上	要支援1	529	22	10(月額)	184	24	79~111	1,300	1,370	3,321円 ~ 3,562円
	要支援2	656	22	10(月額)	184	24	96~128	1,300	1,370	3,468円 ~ 3,709円

※1 療養食加算は1食につき8単位で3食提供で最大24単位となります。

※2 介護職員等処遇改善加算=総単位数(介護サービス費+サービス提供体制強化加算+生産性向上推進体制加算+送迎加算+療養食加算)×14.0%
送迎加算、療養食加算は該当者のみとなります。また、どちらか一方のみ該当する方につきましては、ご案内時に詳しく説明させていただきます。

※連続して60日を変えてご利用された場合、61日目より介護サービス費が変更となります。

要支援1:503単位、要支援2:623単位

※介護サービス費合計(円)=総単位数×10.17-総単位数×10.17×90% 新潟市が地域区分(7級地)該当により、1単位=10.17円として計算します。

介護予防短期入所生活介護 なぎさの里 利用料金表②(令和6年8月1日より)

(併設型ユニット型短期入所生活介護(Ⅰ)ユニット型個室)

		介護サービス費	サービス提供体制加算(Ⅰ)	生産性向上推進体制加算(Ⅱ)	送迎加算(片道)	療養食加算(該当者のみ)※1	介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)※2	食費※3	居住費※4	1日あたりの合計金額
第4段階 第1～3段階以外の方 負担割合 1割	要支援1	529	22	10(月額)	184	24	79～108	1,740	2,610	5,001円 ～ 5,242円
	要支援2	656	22	10(月額)	184	24	96～125	1,740	2,610	5,148円 ～ 5,389円
第4段階 第1～3段階以外の方 負担割合 2割 ※5	要支援1	529	22	10(月額)	184	24	79～108	1,740	2,610	5,652円 ～ 6,134円
	要支援2	656	22	10(月額)	184	24	96～125	1,740	2,610	5,945円 ～ 6,427円
第4段階 第1～3段階以外の方 負担割合 3割 ※6	要支援1	529	22	10(月額)	184	24	79～108	1,740	2,610	6,303円 ～ 7,026円
	要支援2	656	22	10(月額)	184	24	96～125	1,740	2,610	6,742円 ～ 7,465円

※1 療養食加算は1食につき8単位で3食提供で最大24単位となります。

※2 介護職員等処遇改善加算＝総単位数(介護サービス費＋サービス提供体制強化加算＋生産性向上推進体制加算＋送迎加算＋療養食加算)×14.0%
送迎加算、療養食加算は該当者のみとなります。また、どちらか一方のみ該当する方につきましては、ご案内時に詳しく説明させていただきます。

※3 内訳 朝食530円 昼食590円 夕食620円

※4 居住費2,940円から法人単独減免で330円減額

※5 本人の合計所得金額が160万円以上で、同一世帯の65歳以上の人の年金収入とその他の合計所得金額が2人以上世帯で346万円以上463万円未満、単身世帯で280万円以上340万円未満の場合は、利用者負担が2割となります。

※6 本人の合計所得金額が220万円以上で、同一世帯の65歳以上の人の年金収入とその他の合計所得金額が2人以上世帯で463万円以上、単身世帯で340万円以上の場合は、利用者負担が3割となります。

※連続して60日を変えてご利用された場合、61日目より介護サービス費が変更となります。

要支援1:503単位、要支援2:623単位

※介護サービス費合計(円)＝総単位数×10.17－総単位数×10.17×90% 新潟市が地域区分(7級地)該当により、1単位＝10.17円として計算します。